

米沢市から転出される方へ

新しい住所にお住まいになった日から14日以内に新住所の地番等を確認のうえ、新住所地の市区町村役場で転入届等の諸手続きをすませてください。

(正当な理由がなく、14日以内に届出をしないと、50,000円以下の過料に処せられる場合があります。)

転入届に必要なもの

- **転出証明書** (転出日や新住所地が変更になった場合でも、そのまま新住所地の市区町村役場に提出し、変更事項を申し出てください。)
※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方は原則必要ありません。
- **印鑑**
- **届出する方の本人確認ができるもの** (運転免許証、パスポートなど)
※ 官公署が発行した顔写真付の本人確認書類等をお持ちでない方は、事前に新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
- **通知カード又はマイナンバーカード**
- **住民基本台帳カード** (交付を受けている方)
※ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの場合、暗証番号の入力が必要です。
- **在留カード又は特別永住者証明書(外国人の方)**
※ 代理の方が届出をする場合も必ずお持ちください。正当な理由なく、住居地の(変更)届出をしないと20万円以下の罰金、在留資格の取消し対象等となる場合があります。

※ 転入にともなう手続き、必要書類については市区町村によって異なる場合があります。詳しいことは新住所地の市区町村役場へ確認してください。

【注意事項】

- 転出届出後に引越しを取りやめた場合は、転出証明書を持参して転出取消の手続きをしてください。
- 転出にともない、他の手続きが必要な場合があります。(裏面を参照してください)
- 転出日と同日で転入できない場合は、各種資格の加入期間に空白が生じたり、税の二重課税となり、米沢市での手続きが必要となる場合があります。(例：国民健康保険、医療給付等)



<米沢市>直工継続マスコットキャラクター
かねたん

お問い合わせ先

米沢市役所 市民課 TEL (0238) 22-5111 (代表)

〒992-8501 山形県米沢市金池5丁目2番25号
ホムパ〜ズ <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/>

※ 下記のほか、米沢市から手当、給付など受けている場合は、担当課で手続きをお願いします。

	米沢市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録 をしている方	1階 市民課 へ印鑑登録証をお返してください。 転出(予定)日をもって廃止になります。 また、転出予定日までに印鑑証明書が必要になった方はお問合せください。	必要な方は、改めて印鑑登録の手続きをしてください。
国民年金 に加入している方	特にありません。(国外へ転出される方で任意加入希望の方は 2階 国保年金課 で手続きをしてください)	住所変更の手続きをしてください。 < 必要なもの > ・年金手帳
国民健康保険 に加入している方	1階 市民課 へ国民健康保険被保険者証をお返してください。 高齢受給者証 の交付を受けている方は、 2階 国保年金課 へ受給者証をお返してください。	改めて加入手続きをしてください。 新住所地の世帯が国民健康保険に加入している場合は、その保険証を持参してください。
後期高齢者医療 被保険者証 をお持ちの方	2階 国保年金課 へ被保険者証をお返してください。 なお、県外へ転出の方には「負担区分等証明書」をお渡します。	改めて手続きをしてください。 < 必要なもの > ・負担区分等証明書(県外から転入の場合) ・印鑑
介護保険 要介護(支援)認定 を受けている方 ・申請中の方	2階 高齢福祉課 で手続きをし、「受給資格証明書」をお受け取りください。	改めて手続きをしてください。 < 必要なもの > ・受給資格証明書 ・健康保険証 ・印鑑
はり・きゅう・ マッサージ助成券 をお持ちの方	2階 高齢福祉課 へ助成券をお返してください。	
紙おむつ給付券・ 訪問理美容助成券 をお持ちの方	2階 高齢福祉課 へ給付券、助成券をお返してください。(障がい者の方は 1階 社会福祉課 へお返してください)	市区町村によって制度が異なります。 詳しくは、新住所地の市区町村役場へお問い合わせください。
㊟・㊿・㊽ 医療証 をお持ちの方	2階 こども課 へ医療証をお返してください。 転出(予定)日をもって資格がなくなります。	
児童手当・ 児童扶養手当 を受けている方	2階 こども課 で「消滅届」をしてください。 転出届出日に必ずお越しください。	改めて手続きをしてください。
特別児童扶養手当 特別障がい者等手当 重度障がい児養育手当 を受けている方	1階 社会福祉課 で「喪失届」「住所変更届」等をしてください。	市区町村によって制度が異なります。 詳しくは、新住所地の市区町村役場へお問い合わせください。
公立小・中学校の 児童がいる方	今までの学校 から「在学証明書」と「教科用図書 給与証明書」をお受け取りください。	教育委員会で手続きをしてください。 < 必要なもの > ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書
125cc以下のバイク 小型特殊自動車を 所有している方	1階 市民課 で廃車届をし、「廃車証明書」をお受け 取りください。 < 必要なもの > ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・印鑑	改めて手続きをしてください。 < 必要なもの > ・廃車証明書 ・自賠償保険証 ・印鑑
通知カードと同封の個人 番号カード交付申請書 について	特にありませんが、住所変更により使用できなくなります。申請書に記載されている申請書IDについても、誤って使用しないようご注意ください。	新しい申請書が必要な方は、新住所地の市区町村役場で交付を受けてください。
個人番号カードを申請後 未交付のまま転出 される方	特にありません。	新住所地の市区町村役場で転入届の際に 手続してください。継続申請が可能です。